

令和6年度 第1回たつの市地域公共交通会議 次 第

日 時 令和6年6月27日（木）午後2時～
場 所 たつの市役所 本館3階 第2、第3委員会室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 協議事項

- （1）令和5年度事業報告及び歳入歳出決算報告について
- （2）令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
- （3）第2次たつの市地域公共交通計画の令和5年度実施状況の確認及び評価・検証について
- （4）令和6年度たつの市地域公共交通計画推進事業（案）の実施について
- （5）令和7年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について
- （6）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について
- （7）コミュニティバス「大浦線（仮称）」の再編について
- （8）「大浦線（仮称）」の再編に伴う運賃協議会の委員の選任について

4 閉 会

令和6年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	会長	○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	真 田 忠 敏	
2	副会長	○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	井 上 末 廣	
3			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	岩 村 研 也	
4			市民団体代表	たつの市商工会	会 長	木 津 眞 人	
5			市民団体代表	たつの市P T A協議会	副会長	土 井 大 輔	新規
6	監事	○	市民団体代表	たつの市交通安全連絡協議会	副会長	吉 川 加代子	
7			市民代表	公募委員（龍野）	－	栗 川 昭 夫	
8			市民代表	公募委員（新宮）	－	西 村 洋 二	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	－	古 寺 恭 子	
10			市民代表	公募委員（御津）	－	大 西 正 清	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	清 水 忠 臣	
12		○	交通事業者職員	株式会社ウイング神姫	業務部部长	日下部 達 也	新規
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 兵庫支社	副支社長	秋 元 勇 人	
14			公益社団法人兵庫県バス協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	新屋敷 昭 一	
15		○	交通事業者職員兼一般社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会（赤とんぼ交通株式会社）	理事 (代表取締役)	河 合 利 宜	
16			一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	小 幡 修 司	
17			国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	木 原 健 太	新規
18			国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	高 尾 創	新規
19			兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長の指名する者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	熊 田 登 宇	
20			兵庫県関係行政機関職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	大 久 保 豪	
21			兵庫県たつの警察署長の指名する者	たつの警察署	交通課長	橋 本 富二男	
22			交通会議の運営に必要と認める者	たつの市議会	総務生活 常任委員会 委員長	肥 塚 康 子	
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	田 中 徳 光	
24			たつの市関係機関職員	たつの市福祉部	部 長	山 根 洋 二	
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	野 村 順 一	

令和5年度 たつの市地域公共交通会議 事業報告

1 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行

市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支えるとともに、鉄道やバスまでの移動手段を確保する支線としての役割を担う市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行した。

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」は、昨年度から車両更新を進めており、令和5年度は1台の車両更新を実施した。

(利用状況の詳細については別冊のとおり)

- ・市民乗り合いタクシーの利用状況（令和5年4月～令和6年3月）

運行日数 (日)	居住地別利用者数 (人)							1日平均 利用者数 (人)
	新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	市外	合計	
293	13,917	19,622	12,981	8,607	7,704	176	63,007	215.0

- ・市民乗り合いタクシー車両更新（令和6年3月）



2 コミュニティバスの運行

市内の交流を支える幹線としての役割を担うコミュニティバスを運行し、利便性の向上に努めた。

(利用状況の詳細については別冊のとおり)

- ・コミュニティバスの利用状況（令和5年4月～令和6年3月）

運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均乗車 人数 (人)	1便平均乗車 人数 (人)	I Cカード 利用人数 (人)	I Cカード 利用率 (%)
293	77,528	264.6	10.6	37,562	48.4

3 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行

播磨科学公園都市内の交通利便性と鉄道へのアクセス向上のため、光都を経由して本市と上郡町を結ぶ播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス（愛称：「てくてくバス」）を運行した。

また、てくてくバス車両の老朽化に伴い、1台の車両更新を実施した。

（利用状況の詳細については別冊のとおり）

- ・播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況（令和5年4月～令和6年3月）

運行日数 （日）	乗車人数 （人）	1日平均乗車 人数（人）	1便平均乗車 人数（人）	I Cカード 利用人数（人）	I Cカード 利用率（％）
293	3,547	12.1	2.4	1,683	47.4

4 路線バス「大浦～山電網干線」の運行について

路線バス「大浦～山電網干線」について、利用人数が少ないこと、昨今の運転手不足等の問題から、事業継続が困難となっているため、運行事業者である株式会社ウイング神姫と協議し、地元説明会を踏まえ、令和6年4月以降は平日のみの運行ダイヤとなり、9月末で運行を終了することとなった。10月以降については、JR竜野駅を経由するコミュニティバスを中心に、利用者・住民の方の意見を取り入れながら代替運行について検討する。

5 モビリティ・マネジメント（MM）の実施

たつの市地域公共交通計画における計画目標3「みんなで育てる安全・安心な交通環境の創出」を達成するため、市民を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施した。

	老人クラブを対象としたモビリティ・マネジメント（MM）
実施対象者	上富永老人クラブ 27名
実施日	令和6年1月23日（火）
実施内容	①おでかけ時刻表を使用し、コミュニティバス、姫新線等たつの市の公共交通機関について説明 ②「あかねちゃん」のパンフレットを使用し、利用手順及び運行内容について説明 ③質疑応答 ④利用登録申請書の記入方法について説明

6 会議の開催状況

開催年月日	会議名	内容
令和5年6月15日	第1回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	【協議事項】 (1) 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2) 令和5年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について (3) 第2次たつの市地域公共交通計画の令和4年度実施状況の確認及び評価・検証について (4) 令和5年度たつの市地域公共交通計画推進事業（案）の実施について (5) 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について (6) 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録について 【報告事項】 (1) 令和4年度JR姫新線の乗車人員について
令和5年6月30日	第1回たつの市地域公共交通会議	【協議事項】 (1) 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2) 令和5年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について (3) 第2次たつの市地域公共交通計画の令和4年度実施状況の確認及び評価・検証について (4) 令和5年度たつの市地域公共交通計画推進事業（案）の実施について (5) 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について (6) 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録について 【報告事項】 (1) 令和4年度JR姫新線の乗車人員について
令和6年2月20日	第2回たつの市地域公共交通会議	【協議事項】 (1) たつの市地域公共交通会議規約の改正（運賃協議部会の設置）について (2) 路線バス「大浦～山電網干線」の運行について 【報告事項】 (1) 路線バス「山崎～ダイセル線（ツカザキ病院経由）」のダイヤ改正について (2) その他

令和５年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出決算書

(収入)

(単位:円)

区分			予算額	収入済額	比較増減	説 明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	117,877,000	117,494,000	△ 383,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	9,472,000	9,272,000	△ 200,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
繰越金	繰越金	繰越金	9,532,354	9,532,354	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	646	604,705	604,059	預金利息、デマンド交通運行システム運営業務委託契約保証金預り金
計			136,882,000	136,903,059	21,059	

(支出)

(単位:円)

区分			予算額	支出済額	予算残額	説 明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	561,000	263,825	297,175	委員出席謝礼等 263,825円
	事務費	事務費	4,846,000	2,652,062	2,193,938	旅費 0円 消耗品 372,187円 会議賄 4,620円 印刷製本費 811,008円 郵券料 182,800円 電話・インターネット通信料 682,403円 IP無線等リース料 121,204円 IP無線通信料 477,840円
事業費	事業費	事業費	131,475,000	96,733,469	34,741,531	デマンド交通運行業務 運行管理業務委託 64,574,890円 運行車両修繕費 261,705円 オペレーター雇用 17,878,964円 運行システム 6,651,370円 車両更新補助金 4,439,770円 地域公共交通計画推進業務 計画推進業務委託 2,926,770円
計			136,882,000	99,649,356	37,232,644	

収入合計		支出合計		差引(次年度繰越)
136,903,059	—	99,649,356	=	37,253,703

監 査 報 告 書

令和6年 6 月 4 日

たつの市地域公共交通会議会長 様

たつの市地域公共交通会議

監事 吉川 か代子

令和5年度たつの市地域公共交通会議会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和6年6月4日（火）午後2時から
- 2 実施場所 たつの市役所新館2階 203会議室
- 3 所 見 令和5年度の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿を監査した結果、
たつの市地域公共交通会議会計は適正に処理されていることを
認めます。

令和 6 年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

令和 6 年度 たつの市地域公共交通会議 事業計画（案）

1 市民乗り合いタクシー、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの運行

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行し、鉄道・バスでは対応が難しい多様な交通需要へきめ細かに対応する。

また、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況に応じて、運行内容の見直しを行い、鉄道、路線バス、コミュニティバス、圏域バス、市民乗り合いタクシーが相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築する。

また、安全安心な運行に取り組むため、市民乗り合いタクシーの車両の更新を行う。

2 たつの市地域公共交通計画の推進

第 2 次たつの市地域公共交通計画に掲げる基本理念、計画目標の実現に向けて、モビリティ・マネジメントをはじめとした各施策を実施するとともに、達成状況の確認、評価・検証を行う。

主な計画内容

実施時期	項 目	内 容
令和6年4月～ (随時)	モビリティ・マネジメント（市民対象説明会）の実施	・市民からの要望により市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用説明会を実施する。
令和6年5月10日 令和6年5月25日	総合時刻表・ポケット時刻表改訂版を発行	・総合時刻表「たつの市おでかけ時刻表」とポケット時刻表「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」を各公共交通機関のダイヤ改正に合わせて改訂し発行する。
令和6年5月13日～ 令和6年5月17日	大浦線利用者アンケート調査の実施	・大浦線の利用者に対してアンケート調査を実施し、令和 6 年 1 0 月以降の交通体系の検討を行う。

令和6年6月13日	第1回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・令和5年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について ・第2次たつの市地域公共交通計画の令和5年度実施状況の確認及び評価・検証について ・令和6年度たつの市地域公共交通計画推進事業（案）の実施について ・令和7年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について ・令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について ・コミュニティバス「大浦線（仮称）」の再編について ・「大浦線（仮称）」の再編に伴う運賃協議会の委員の選任について
令和6年6月27日	第1回たつの市地域公共交通会議	・令和5年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について ・第2次たつの市地域公共交通計画の令和5年度実施状況の確認及び評価・検証について ・令和6年度たつの市地域公共交通計画推進事業（案）の実施について ・令和7年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について ・令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について ・コミュニティバス「大浦線（仮称）」の再編について ・「大浦線（仮称）」の再編に伴う運賃協議会の委員の選任について
令和6年7月以降	第1回運賃協議会	・令和6年10月以降の交通体系にかかる協議
令和6年8月	第2回たつの市地域公共交通会議	・第1回運賃協議会での協議結果に対する諮問

令和6年8月以降	御津地区住民アンケート調査の実施	・御津地域の住民に対してアンケート調査を実施し、令和7年4月以降の交通体系の検討を行う。
令和6年12月	第2回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について ・令和7年4月以降の交通体系について 他
令和6年12月	第3回たつの市地域公共交通会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について ・令和7年4月以降の交通体系について 他
令和6年度中	市民乗り合いタクシーの車両更新	・車両の老朽化に伴い、市民乗り合いタクシー9台（昨年度繰り越し分4台含む）の車両更新を、年度内を目途に実施する。

令和6年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出予算書（案）

(収入) (単位:円)

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	129,774,000	117,877,000	11,897,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	9,472,000	9,472,000	0	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 9,472,000円
繰越金	繰越金	繰越金	37,253,703	9,532,354	27,721,349	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	297	646	△ 349	預金利息
計			176,500,000	136,882,000	39,618,000	

(支出) (単位:円)

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	595,000	561,000	34,000	委員出席謝礼 会長 9,100円×1人×6回＝54,600円 委員 8,600円×15人×3回＝387,000円 WG委員 8,600円×4人×3回＝103,200円 会場使用料 50,000円
	事務費	事務費	6,208,000	4,846,000	1,362,000	旅費 120,000円 消耗品 1,000,000円 会議賄 20,000円 印刷製本費 3,000,000円 郵券料 500,000円 電話・インターネット通信料 960,000円 IP無線等リース料 127,300円 IP無線通信料 480,000円
事業費	事業費	事業費	169,697,000	131,475,000	38,222,000	デマンド交通運行業務 運行管理業務委託 76,468,000円 運行車両修繕費 3,000,000円 オペレーター雇用 22,897,000円 運行システム 6,116,000円 車両更新補助金 55,716,000円 地域公共交通計画推進業務 計画推進業務委託 5,500,000円
計			176,500,000	136,882,000	39,618,000	

第2次たつの市地域公共交通計画の令和5年度実施状況の確認及び評価・検証について

1 地域公共交通計画に基づく令和5年度の事業実施状況

令和3年3月に策定した『第2次たつの市地域公共交通計画』（以下、交通計画とする）に基づく、令和5年度の事業の実施状況は、以下のとおりです。

< 交通計画に基づく令和5年度の事業実施状況 >

施策の方向性		実施内容		令和5年度 実施状況
1-1	幹線交通ネットワークの 確保・維持	1-1-1	行政主体で運営する幹線交通の維持・充実	実施中
		1-1-2	交通事業者が運営する幹線交通の確保・維持	実施中
1-2	フィーダー（支線）交通の維 持・充実	1-2-1	市全域をカバーするフィーダー（支線）交通の維持・改善	実施中
		1-2-2	観光拠点アクセス交通の充実	検討中
2-1	交通結節点の 拠点機能の向上	2-1-1	鉄道駅の機能強化	実施中
		2-1-2	既存施設を活用したバス待合環境の向上	実施中
		2-1-3	パーク＆ライド、サイクル＆ライドの推進	実施中
		2-1-4	ユニバーサルデザインの推進	実施中
2-2	積極的な交通情報の 発信と充実	2-2-1	総合的な公共交通情報の充実	実施中
		2-2-2	複数交通手段間の連携に向けたMaaS等の取組推進	検討中
		2-2-3	バスロケーションシステムの導入	検討中
3-1	地域やまちづくりと 連携した交通環境の創出	3-1-1	モビリティ・マネジメント（MM）の実施	実施中
		3-1-2	マイレール・マイバス意識の醸成	実施中
		3-1-3	参加型イベントの実施	実施中
		3-1-4	公共交通の貨客混載の推進	実施中
		3-1-5	安全・安心な利用環境の推進	実施中
3-2	公共交通と福祉が一体と なったまちづくりの推進	3-2-1	高齢者・障害者への移動支援の推進	実施中
		3-2-2	運転免許証自主返納の推進	実施中
		3-2-3	子育て世帯への移動支援の推進	実施中

2 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標

交通計画の基本理念『安全・安心・快適に誰もが移動しやすいまち「たつの」』の実現に向け、「公共交通利用者数」の数値目標を掲げています。

また、基本理念に基づいて定めた「誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築」「多様な交通と人が集まり快適で賑わいある交通結節点に向けた機能向上」「みんなで育てる安全・安心な交通環境の創出」の3つの計画目標に対応した各施策についても、達成状況を定量的に把握するための評価指標を設定しています。

< 計画全体の評価指標及び数値目標 >

評価指標	現状値 (令和2年度[2020年度])	目標値 (令和8年度[2026年度])
公共交通利用者数	6,027人/日	7,026人/日

< 施策の方向性別の評価指標及び数値目標 >

計画目標	施策の方向性		評価指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
計画目標1 誰もが移動しやすい 交通ネットワークの 構築	1-1	幹線交通 ネットワークの 確保・維持	路線バス(市内)・コミュニティバス・圏域バスの合計乗車人数	1,065人/日	1,254人/日
			路線バス(市内)・コミュニティバス・圏域バスの合計行政支援額 ^{※1}	51,903千円/年	51,903千円/年
			路線バス(市内)・コミュニティバス・圏域バスの収支率 ^{※2}	60%	60%
			コミュニティバス利用者満足度	69%	82%
			JR山陽本線・JR姫新線利用者数(市内の鉄道駅乗車人数)	4,770人/日	5,520人/日
	1-2	フィーダー(支線) 交通の維持・充実	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者数	192人/日	252人/日
			市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」行政支援額 ^{※3}	83,738千円/年	87,338千円/年
			市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」収支率 ^{※4}	12%	14%
			市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者満足度	97%	98%
			新たなモビリティサービス導入件数	—	2件
計画目標2 多様な交通と人が 集まり快適で賑わい ある交通結節点に 向けた機能向上	2-1	交通結節点の拠点 機能の向上	姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数	141人/年	150人/年
			鉄道駅やバス停の待合環境の改善箇所数	6箇所/年	6箇所/年
	2-2	積極的な交通情報 の発信と充実	たつの市ホームページ交通関連ページの閲覧件数	42,410件/年	50,000件/年
計画目標3 みんなで育てる 安全・安心な 交通環境の創出	3-1	地域やまちづくりと 連携した交通環境	モビリティ・マネジメント(MM)参加人数	989人/年	1,200人/年
			参加型イベントの実施回数	1回/年	3回/年
	3-2	公共交通と福祉が 一体となった まちづくりの推進	高齢者タクシー利用料助成件数	1,523件/年	1,650件/年
			障害者福祉タクシー利用助成件数	193件/年	210件/年
			運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び 市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	283件/年	350件/年
			妊産婦タクシー助成券利用人数	—	110人/年

※1 行政支援額は、本市の財政支援額(車両購入に係る費用を除く)

※2 収支率は、市内を運行する路線バス・コミュニティバス・圏域バス「てくてくバス」の運行収入を運行経費で除した数値

※3 行政支援額は、本市の財政支援額(車両購入に係る費用を除く)と、地域内フィーダー補助金額を合算した額

※4 収支率は、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行収入を運行経費で除した数値

3 計画の数値目標及び施策の方向性別評価指標の達成状況の評価・検証

「2. 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標」で示した各数値目標について、昨年度（令和5年度）における目標達成率及び達成状況を整理しました。

(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証

計画全体の目標である「公共交通利用者数」の達成率は以下に示すとおりです。

公共交通全体の利用者数は7,047人/日であり、目標達成率は100.3%となっています。

< 計画全体の数値目標の達成状況 >

評価指標	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和5年度 (2023年度)
	現状値 (計画に記載)	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
公共交通利用者数	6,027人/日	7,047人/日	7,026人/日	100.3%

公共交通機関別に目標達成率を見ると、JR姫新線が105.0%、コミュニティバスが105.8%、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスが121.0%と目標値を上回っていますが、その他の公共交通機関では目標値を下回っています。

また、計画策定時の現状値（令和2年度）と比較すると、すべての公共交通機関が堅調に増加しており、公共交通全体では令和2年度比で116.9%となっているため、新型コロナウイルス感染症流行時の利用者減少は一定回復したと言えます。

しかし、JR山陽本線、路線バス及び市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」では他の交通機関と比較して令和2年度比の増加率が低くなっており、特に市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」については目標達成率が85.3%と低くなっていることから、公共交通利用者増加に向けて取組を進めるとともに、利便性と持続可能性を確保するための交通体系の見直しや、公共交通機関・地域の特性に応じた施策・事業の検討を進めていく必要があります。

< 計画全体の数値目標（公共交通利用者数）の達成状況 >

公共交通機関	令和2年度 (2020年度) 現状値 (計画に記載)	令和5年度 (2023年度) 実績値	令和8年度 (2026年度) 目標値 (計画に記載)	令和5年度 (2023年度) 令和2年度比 増加率	令和5年度 (2023年度) 目標達成率
JR山陽本線	1,787人/日	1,959人/日	2,068人/日	109.6%	94.7%
JR姫新線	2,983人/日	3,624人/日	3,452人/日	121.5%	105.0%
路線バス	850人/日	972人/日	994人/日	114.4%	97.8%
コミュニティバス	208人/日	265人/日	250人/日	127.2%	105.8%
播磨科学公園都市圏域定住自立圏 圏域バス	7人/日	12人/日	10人/日	172.9%	121.0%
市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」	192人/日	215人/日	252人/日	112.0%	85.3%
合計	6,027人/日	7,047人/日	7,026人/日	116.9%	100.3%

(2) 施策の方向性別の数値目標の達成状況の評価・検証

① 計画目標 1 「誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築」における達成状況

計画目標 1 「誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりです。

「JR山陽本線・JR姫新線利用者数」「市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の収支率」の数値目標は、目標達成率が 100%を超えています。それ以外の数値目標は未達成となっています。

特に「路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの合計行政支援額」は、交通計画策定時（令和 2 年度、51,903 千円/年）及び令和 4 年度（62,149 千円/年）と比較して増加が継続しています。これは、路線バスの利用者減少に伴う補助対象路線の増加に加え、物価高騰やバス運転手不足による運行経費の増加などが大きな要因となっています。

利用者数が回復傾向にある中で、利用者のニーズに応えるための行政支援を継続しつつ、更なる利用者増加に向けた取り組みの推進が求められています。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標 1） >

施策の方向性	評価指標名	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和5年度 (2023年度)
		現状値 (計画に記載)	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
1-1 幹線交通 ネットワークの 確保・維持	路線バス(市内)・コミュニティバス・圏域バスの合計乗車人数	1,065人/日	1,249人/日	1,254人/日	99.6%
	路線バス(市内)・コミュニティバス・圏域バスの合計行政支援額※1	51,903千円/年	69,086千円/年	51,903千円/年	75.1%
	路線バス(市内)・コミュニティバス・圏域バスの収支率※2	60%	50.5%	60%	84.2%
	コミュニティバス利用者満足度	69%	74%	82%	90.2%
	JR山陽本線・JR姫新線利用者数 (市内の鉄道駅乗車人数)	4,770人/日	5,583人/日	5,520人/日	101.1%
1-2 フィーダー(支 線)交通の維 持・充実	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者数	192人/日	215人/日	252人/日	85.3%
	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」行政支援額※3	83,738千円/年	90,648千円/年	87,338千円/年	96.3%
	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」収支率※4	12%	14%	14%	100.0%
	市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者満足度	97%	97%	98%	99.0%
	新たなモビリティサービス導入件数	—	0件	2件	0.0%

※1 行政支援額は、本市の財政支援額（車両購入に係る費用を除く）

※2 収支率は、市内を運行する路線バス・コミュニティバス・圏域バス「てくてくバス」の運行収入を運行経費で除した数値

※3 行政支援額は、本市の財政支援額（車両購入に係る費用を除く）と、地域内フィーダー補助金額を合算した額

※4 収支率は、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行収入を運行経費で除した数値

② 計画目標 2 「多様な交通と人が集まり快適で賑わいある交通結節点に向けた機能向上」における達成状況

計画目標 2 「多様な交通と人が集まり快適で賑わいある交通結節点に向けた機能向上」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりです。

「姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数」「たつの市ホームページ交通関連ページの閲覧件数」では目標達成率が 100%を超えていますが、「鉄道駅やバス停の待合環境の改善箇所数」は目標未達成となっています。

特に、「鉄道駅やバス停の待合環境の改善箇所数」は前年 9 箇所/年と目標を大幅に超えていたことを踏まえ、毎年一定の目標達成を図ることができる施策・事業の実施体制の維持が必要です。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標 2） >

施策の方向性		評価指標名	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和5年度 (2023年度)
			現状値 (計画に記載)	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
2-1	交通結節点の 拠点機能の向上	姫新線利用による通勤・通学者への 駐車・駐輪料金の助成人数	141人/年	195人/年	150人/年	130.0%
		鉄道駅やバス停の待合環境の 改善箇所数	6箇所/年	3箇所/年	6箇所/年	50.0%
2-2	積極的な交通 情報の発信と 充実	たつの市ホームページ 交通関連ページの閲覧件数	42,410件/年	55,930件/年	50,000件/年	111.9%

③ 計画目標 3 「みんなで育てる安全・安心な交通環境の創出」における達成状況

計画目標 3 「みんなで育てる安全・安心な交通環境の創出」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりです。

「妊産婦タクシー助成券利用人数」は目標達成率が 100%を超えているものの、「モビリティ・マネジメント（MM）参加人数」「障害者福祉タクシー利用助成件数」は、交通計画策定時（令和 2 年度）と比較して低くなっています。

「モビリティ・マネジメント（MM）参加人数」については、小中学生MM、市民向けMM等を実施できなかったため、令和 2 年度と比較して少なくなっています。今後も要望や必要性に応じてMMを実施するとともに、参加人数を増やすための実施計画の検討が必要です。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標 3） >

施策の方向性		評価指標名	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和5年度 (2023年度)
			現状値 (計画に記載)	実績値	目標値 (計画に記載)	実績値 目標達成率
3-1	地域やまちづくりと連携した交通環境の創出	モビリティ・マネジメント（MM）参加人数	989人/年	27人/年	1,200人/年	2.3%
		参加型イベントの実施回数	1回/年	2回/年	3回/年	66.7%
3-2	公共交通と福祉が一体となったまちづくりの推進	高齢者タクシー利用料助成件数	1,523件/年	1,553件/年	1,650件/年	94.1%
		障害者福祉タクシー利用助成件数	193件/年	170件/年	210件/年	81.0%
		運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	283件/年	290件/年	350件/年	82.9%
		妊産婦タクシー助成券利用人数	—	132人/年	110人/年	120.0%

公共交通利用者数や各指標における対象者数は、新型コロナウイルス感染症流行の影響の影響から一定回復したと言えます。

一方で、バス運転手不足や物価高騰等の社会的影響を受け、公共交通の維持にかかる費用が大きく増加する中で、利便性と持続可能性を両立させるための取組みの実施・継続・新たな検討が必要です。

今後も、利用者増・利便性向上のための取組みを継続するとともに、実施予定の事業を着実に実施し、市民の足となる公共交通の維持・確保に向けて取り組みます。

令和6年度たつの市地域公共交通計画推進事業（案）の実施について

1 モビリティ・マネジメント（案）の実施について

モビリティ・マネジメント（MM）とは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組です。

第2次たつの市地域公共交通計画に掲げる計画目標3「みんなで育てる安全・安心な交通環境の創出」を達成するための事業として、市民乗り合いタクシー等の利用方法の説明を希望される地区にお住まいの方を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施します。

< モビリティ・マネジメント（MM） 実施概要（案） >

	市民を対象としたMM
実施対象者	市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法の説明を希望される地区の住民
実施日	随 時
実施方法	・市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法の説明を希望される地区にお住まいの方を対象に、以下の取組を実施 ①公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」を配布・説明 ②総合時刻表を使い、市内の各公共交通機関を紹介 ③市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法を説明

令和 6 年 6 月 2 7 日

（名称） たつの市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
たつの市においては、姫路市へと結ぶ幹線交通である鉄道（バス）を軸に、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、市民乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、鉄道がない宍粟市とたつの市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が宍粟市に向かう唯一の手段として、車の運転ができない高齢者及び学生を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能しており、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。 しかしながら、物価高騰による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このため、地域公共交通確保維持事業により、山崎－ダイセル線及び姫路－龍野線、姫路－山崎線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
地域公共交通確保維持事業の対象系統について、収支率 59.3%以上を目標とする。（令和 5 年度比 +1% とする）。
(2) 事業の効果
対象系統を維持することにより、市内から姫路市、太子町及び宍粟市への通勤・通学・通院の手段が確保される。また、宍粟市方面においては、JR 姫新線利用者の交通手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（たつの市）（たつの市地域公共交通計画 P 83 参照） ・ 市民等に鉄道や路線バス等の公共交通に関するモビリティ・マネジメントを行う。（たつの市）（たつの市地域公共交通計画 P 87 参照） ・ 市民等に公共交通への愛着を持ってもらい、マイルール・マイバス意識を醸成するため、鉄道やバスに関する出前講座を行う。（たつの市）（たつの市地域公共交通計画 P 88 参照） ・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 のとおり 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、たつの市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対するたつの市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添、「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
山崎－ダイセル線、姫路－龍野線、姫路－山崎線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る20年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために大型乗り合いバス車両（ノンステップ）を7台購入し、更新を行っている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
地域公共交通確保維持事業の対象系統について、収支率59.3%以上を目標とする（令和5年度比+1%とする）。
（2）事業の効果
だれもが利用しやすいバリアフリーに対応したノンステップ車両等を計画的に導入し、子供から高齢者、障害のある方がバスに乗りやすい環境整備につなげる。また、輸送の安全確保を図るとともに、地球環境にやさしいバス輸送へ寄与し、住民の日常生活に必要な移動手段を確保していく。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 6、表 7 のとおり	
なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する山崎－ダイセル線等の車両の取得について、購入費用総額 162,604 千円（見込）のうち、たつの市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額 105,000 千円（15,000 千円/ 1 台数）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
（１）事業の目標	
該当なし	
（２）事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 平成 27 年 10 月 28 日 地域公共交通会議を法定協議会に移行 地域公共交通網形成計画の策定について協議 地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明 ・ 平成 28 年 2 月 26 日 地域公共交通網形成計画素案について協議 ・ 平成 28 年 6 月 27 日 地域公共交通網形成計画素案について協議 地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認	

- ・平成28年11月 8日 デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議
- ・平成29年 2月20日 デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議
たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議
- ・平成29年 6月30日 市民乗り合いタクシーの利用状況、目的地の追加、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成29年12月19日 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、運行事業者の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認
- ・平成30年 2月28日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの評価・検証について協議
- ・平成30年 6月25日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの予約期限の変更、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成30年12月10日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
- ・令和 元年 6月24日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、運行事業者の変更及び令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認、令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 2年 2月17日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
- ・令和 2年 6月 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
(書面協議)
- ・令和 3年 2月 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
(書面協議)
- ・令和 3年 6月25日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、地域公共交通計画の策定について協議、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 3年11月19日 市民アンケート調査、市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査結果についての報告、第2次地域公共交通計画についての協議
- ・令和 4年 1月 第2次地域公共交通計画についての協議
(書面協議)
- ・令和 4年 6月28日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画
(書面協議)
- ・令和 4年 6月28日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

- ・ 令和 5 年 6 月 3 0 日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・ 令和 6 年 2 月 2 0 日 たつの市地域公共交通会議規約の改正（運賃協議部会の設置）について、路線バス「大浦～山電網干線」の運行について協議
路線バス「山崎～ダイセル線（ツカザキ病院経由）」のダイヤ改正について報告

19. 利用者等の意見の反映状況

【令和 3 年度】

○市民アンケート調査

- ・ 調査対象：市内在住の 16 歳以上の方を含む世帯 4,500 世帯×3 枚
- ・ 調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
- ・ 調査期間：令和 3 年 7 月 16 日～8 月 20 日
- ・ 回収数：3,854 人（回収率 44.5%）

上記アンケート調査の結果を踏まえ、交通計画を策定し、公共交通の整備を図っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）たつの市龍野町富永 1005 番地 1

（所 属）企画財政部ふるさと創造課交通政策係

（氏 名）井上 寛斗

（電 話）0791-64-3121

（e-mail）furusatosozo@city.tatsuno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

自治体名：たつの市

計画名称：第2次たつの市地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
補助要綱第7条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 P66 交通機関の役割・・・近隣市外との連携を強化する幹線としての役割 P68 目指す姿・・・幹線交通の確保によって、誰もが移動しやすいまちを目指します。 P71 事業の方向性・・・市外への通勤・通学等を支える交流基盤として、今後も確保・維持していくことを目指します。 事業の内容・・・交通事業者と協議・調整しながら、必要性の高い路線について、引き続き、地域間幹線系用確保維持費国庫補助金等を活用しながら、適切な行政支援を行っていきます。
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 P71 事業の方向性・・・市外への通勤・通学等を支える交流基盤として、今後も確保・維持していくことを目指します。 事業の内容・・・交通事業者と協議・調整しながら、必要性の高い路線について、引き続き、地域間幹線系用確保維持費国庫補助金等を活用しながら、適切な行政支援を行っていきます。
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 P11 たつの市におけるバス交通の概要 P12 路線バス・コミュニティバス・圏域バス「てくてくバス」路線図 P71 運営主体・・・神姫バス株式会社及び株式会社ウイング神姫（R4.10.1神姫グリーンバス株式会社と株式会社ウエスト神姫は合併し、株式会社ウイング神姫へ社名変更）
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 P63 計画の数値目標 P68 評価指標 路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの合計乗車人数 路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの合計行政支援額 路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バス全体の収支率 P73 評価指標 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者数 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」行政支援額 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」収支率 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者満足度 P98～P100 公共性評価・経済性評価を踏まえた運営方針

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 （市区町村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置
たつの市	神姫バス株式会社	(1) 姫路駅前～青山西～ 龍野(1)	2,676	
	神姫バス株式会社	(2) 姫路駅前～林田・イ ンター～山崎(2)	1,567	
	株式会社ウイング神姫	(3) 山崎～新宮駅～ダイ セル前(3)	3,179	
合 計			7,422	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することでも足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

デマンド交通区域及び地域間幹線系統



表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

R7

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業						R5
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)					経常収支率	86.62 %
	23,543,645.0 km					

乗合バス事業						R4
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ')	8,538,706千円
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ')	10,379,262千円
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')					経常収支率	82.26 %
	23,751,397.0 km					

乗合バス事業						R3
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	7,832,145千円	営業外収益	22,917千円	経常収益(イ'')	7,855,062千円
	営業費用	10,221,334千円	営業外費用	14,540千円	経常費用(ロ'')	10,235,874千円
	営業損益	△ 2,389,189千円	営業外損益	8,377千円	経常損益	△ 2,380,812千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')					経常収支率	76.74 %
	23,593,051.0 km					

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 不足のいずれか少ない額 イ÷ハ=ト
北近畿	433円.85銭	436円.99銭	454円.82銭
京阪神	433円.85銭	436円.99銭	454円.82銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	441円.88銭	416円.27銭	416円.27銭	394円.01銭
京阪神	441円.88銭	554円.21銭	441円.88銭	394円.01銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

R7

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ)＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ	
				起点	主な経由地	終点					チ	(平均)			オ	(平均)		リ	ヌ			ル
北近畿	1		姫路駅前～青山西～龍野	姫路駅前	青山西	龍野	365日	5,257.0回 (14.4回)	5.6	80.6人	往17.6km 復17.5km	(平均) 17.5km				(平均)				(平均)	%	100.000
	姫路市										往17.6km 復17.5km	17.5km					往7.1km 復7.0km	7.0km			%	40.000
	太子町										往17.6km 復17.5km	17.5km					往6.5km 復6.5km	6.5km			%	37.142
	たつの市										往17.6km 復17.5km	17.5km					往4.0km 復4.0km	4.0km			%	22.857
	2		姫路駅前～林田・インター～山崎	姫路駅前	林田・インター	山崎	365日	5,936.5回 (16.2回)	5.3	85.8人	往31.0km 復30.9km	(平均) 30.9km				(平均)				(平均)	%	100.000
姫路市											往31.0km 復30.9km	30.9km					往25.5km 復25.4km	25.4km			%	82.200
たつの市											往31.0km 復30.9km	30.9km					往1.4km 復1.4km	1.4km			%	4.530
栗東市											往31.0km 復30.9km	30.9km					往4.1km 復4.1km	4.1km			%	13.268

神姫バス株式会社

R7

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f
北近畿	1		100.000%	186,832.0km	77,772,556円	290円.95銭	51,077.120円	189,773.4 km	269円.14銭	54,367,820円	189,096.5 km	287円.51銭	58,933,969円	186,372.4 km	316円.21銭	54,358,770円	23,413,786円	34,997,650円	23,413,786円
	2		100.000%	369,225.3km	153,697,415円	225円.89銭	81,112,654円	416,296.7 km	194円.84銭	93,514,484円	414,308.4 km	225円.71銭	100,384,899円	390,386.4 km	257円.14銭	83,404,303円	70,293,112円	69,163,836円	69,163,836円

神姫バス株式会社

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	ソのうち補助プロジェクト外乗入部分、同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'＝ツ' ソ×ラ＝ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	1		23,413,786円	23,413,786円		23,413 千円	11,706.5千円	28,198,554円	16,492,054円										
	姫路市		9,365,514円	23,413,786円		9,365 千円	4,682.5千円	11,279,421円	6,596,821円	468,250円	7.1%	4,214,250円	63.9%			1,914,321円	29.0%		
	太子町		8,696,348円	23,413,786円		8,696 千円	4,348.0千円	10,473,506円	6,125,478円	434,800円	7.1%	3,913,200円	63.9%			1,777,478円	29.0%		
	たつの市		5,351,689円	23,413,786円		5,351 千円	2,675.5千円	6,445,343円	3,769,588円	267,550円	7.1%	2,407,950円	63.9%			1,094,088円	29.0%		
	2		69,163,836円	69,163,836円		69,163 千円	34,581.5千円	79,748,972円	45,167,472円										
	姫路市		56,852,673円	69,163,836円		56,852 千円	28,426.0千円	65,553,654円	37,127,661円	2,842,600円	7.7%	25,583,400円	68.9%			8,701,661円	23.4%		
	たつの市		3,133,121円	69,163,836円		3,133 千円	1,566.5千円	3,612,628円	2,046,086円	156,650円	7.7%	1,409,850円	68.9%			479,586円	23.4%		
中央市			9,176,657円	69,163,836円		9,176 千円	4,588.0千円	10,581,093円	5,992,820円	458,800円	7.7%	4,129,200円	68.9%			1,404,820円	23.4%		

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相連している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みない運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ヅ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ヅ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ヅ）の金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の111／201に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。

（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和7年

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	505,988 千円	営業外収益	1,865 千円	経常収益(イ)	507,853 千円
	営業費用	1,400,582 千円	営業外費用	1,941 千円	経常費用(ロ)	1,402,523 千円
	営業損益	▲ 894,594 千円	営業外損益	▲ 76 千円	経常損益	▲ 894,670 千円
					経常収支率	36.20% %

補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	
4,915,762.2		

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	212,011 千円	営業外収益	2,036 千円	経常収益(イ)	214,047 千円
	営業費用	599,132 千円	営業外費用	1,340 千円	経常費用(ロ)	600,472 千円
	営業損益	▲ 387,121 千円	営業外損益	696 千円	経常損益	▲ 386,425 千円
					経常収支率	35.64% %

基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km	
	2,138,109.5	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	189,847 千円	営業外収益	6,767 千円	経常収益(イ)	196,614 千円
	営業費用	591,529 千円	営業外費用	315 千円	経常費用(ロ)	591,844 千円
	営業損益	▲ 401,682 千円	営業外損益	6,452 千円	経常損益	▲ 395,230 千円
					経常収支率	33.22% %

基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')	km	
	2,180,213.3	

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	271円. 46銭 円 銭	280円. 84銭 円 銭	285円. 31銭 円 銭
	※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。		

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{二}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿	279円. 20銭 円 銭	416円. 27銭 円 銭	279円. 20銭 円 銭	103円. 31銭 円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程と系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
				起点	主な経由地	終点													
北近畿	3	無	山崎ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	2,873.回 7.9回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	往 . Km 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	100%
	中央市		山崎ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	2,873.回 7.9回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	往 . Km 復 . Km (平均)	%	往0.0km 復0.0km	往3.8km 復3.8km	3.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	12.837
			山崎ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	2,873.回 7.9回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	往 . Km 復 . Km (平均)	%	往0.0km 復0.0km	往17.9km 復17.9km	17.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	60.472
	太子町		山崎ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	2,873.回 7.9回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	往 . Km 復 . Km (平均)	%	往0.0km 復0.0km	往3.5km 復3.5km	3.5km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	11.824
	姫路市		山崎ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	2,873.回 7.9回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	往 . Km 復 . Km (平均)	%	往0.0km 復0.0km	往4.4km 復4.4km	4.4km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	14.864

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 $(\text{チ}-(\text{リ}+\text{ヌ}))\div\text{チ}=\text{ヲ}$	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 $\text{ハ}\times\text{ワ}$ 以下の額:カ	$(\text{d}+\text{e}+\text{f})/3=\text{ノ}$	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ $\times$ 9/20=シ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度						基準期間(R5)		
							経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\div$ マ $=\text{d}$	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\div$ マ $=\text{e}$				経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ $\div$ マ $=\text{f}$
北近畿	3	無	100%	165,281.6km	46,146,622円	142円. 62銭	19,812,415円	139,830.4km	141円. 68銭	20,056,730円	139,712.0km	143円. 55銭	20,035,328円	140,452.0km	142円. 64銭	20,765,979円		

補助ブロック名	ウの負担者とその負担割合																	
	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費ナ	計画額ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額ム－ラ＝ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	3	無	20,765,979円	20,765,979円	10,514,419円	10,514千円	5,257.0千円	22,574,161円	17,317,161円	67%	5,772,000円	33%	円	%	1,161円	0%		
			2,665,728円	20,765,979円	1,349,735円	1,349千円	674.5千円	2,897,845円	2,223,345円	67%	741,000円	33%	円	%	345円	0%		
	たつの市	12,557,602円	20,765,979円	6,358,279円	6,358千円	3,179.0千円	13,651,046円	10,472,046円	67%	3,490,000円	33%	円	%	1,046円	0%			
		2,455,369円	20,765,979円	1,243,224円	1,243千円	621.5千円	2,669,168円	2,047,668円	67%	682,000円	33%	円	%	668円	0%			
	姫路市			3,086,655円	20,765,979円	1,562,863円	1,562千円	781.0千円	3,355,423円	2,574,423円	67%	858,000円	33%	円	%	423円	0%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び北海道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ハ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計 画	取組実績	
姫路市 太子町 たつの市	神姫 1	姫路駅前～ 青山西～龍 野	姫路駅前	青山西	龍野	①沿線の通学需要や病院への通院を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データをを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④「バス旅ひょうご」をはじめとする観光需要を取り込む施策の実施。多言語化に対応可能なアプリケーション「Mobers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進 ⑤沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率 1 %以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤姫路市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする	
						①沿線の病院への通院を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データをを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③「バス旅ひょうご」をはじめとする観光需要を取り込む施策の実施。多言語化に対応可能なアプリケーション「Mobers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進 ④並走路線の再編による需要の集約検討 ⑤沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率 1 %以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤姫路市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする	
姫路市 たつの市 宍粟市	神姫 2	姫路駅前～ 林田・山崎 インター～ 山崎	姫路駅前	林田 山崎イター	山崎	①沿線のJR網干駅・播磨新宮駅及び山崎バスターミナルにおけるJR及びバス接続向上の為に、JRダイヤ改正に合わせて時刻改正を実施する。 ②姫新線利用促進・活性化同盟会との連携による乗継ガイド及びたつの市おでかけ時刻表を活用し利用促進を図る。 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率 1 %以上を目標とする。	①株式会社ウイング神姫、沿線市町 ②株式会社ウイング神姫、沿線市町 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする	

【記載要領】

1. この書類は、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。）の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
2. 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
3. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
4. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
5. 計画欄には、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
6. 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
たつの市	神姫バス株式会社	6	950
	株式会社ウイング神姫	1	448

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	1～6	姫路駅前～青山西～龍野 姫路駅前～林田・インター～山崎 姫路駅前～横関～山崎 姫路駅前～横関～荒木	第1・2・5・20号	第1・2・6・23号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度ﾌ(2年目のみ)の額＝ラ	普通償却限度額 (定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	*残存価格(円) ラ－マ＝フ
1	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
2	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
3	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
4	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
5	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
6	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000 円	2,200.0	6,600,000
計	90,000,000	66,000,000	26,400,000	0	26,400,000	38,377,656	26,400,000		26,400 千円	13,200	39,600,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) ア＋ア	計画額(千円) ケ＋カ
26,400	13,200

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合							「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者				
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合
北近畿	1～6	1,320,000円	10%	11,880,000円	90.0%					
合計		1,320,000円		11,880,000円				円		

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
- 【普通償却限度額（△欄）】は、補助対象限度額（△欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（△欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（△欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（△欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
4,400	2,200

【負担者とその負担割合】

補助 プ ロッ ク名	申 請 番 号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	2	293,000 円	13 %	1,907,000 円	86 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額（△欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（△欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（△欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

令和 6 年 6 月 2 7 日

（名称） たつの市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスをはじめとした公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。 特に車を運転できない交通弱者と言われる、高齢者・障害者等にとって、外出しやすく移動しやすい公共交通網となるよう、平成 29 年 3 月に、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、全ての交通モードが相互に連携した地域公共交通網の再編を行った。 その後、予測を上回る速さで人口減少や高齢化が進む中、このような社会情勢の変化に対応し、誰もが安全・安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築していくことを目的として、令和 4 年 3 月に第 2 次たつの市地域公共交通計画を策定した。 地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する鉄道や路線バス、コミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、デマンド交通の運行により、交通不便地域・交通空白地域の移動手段を確保する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・利用者数 252 人／日以上とする。（直近年度の実績 215 人／日） ・行政支援額（車両購入に係る経費を除く）87,338 千円以内 （直近年度の実績 90,684 千円） ・収支率（運行収入／運行経費） 14%以上（直近年度の実績 14%） ・利用者満足度（アンケート調査による） 97%以上（直近年度の実績 98%） （たつの市地域公共交通計画 P 73 参照）
(2) 事業の効果
デマンド型交通（市民乗り合いタクシー）を運行することにより、交通空白地域の解消を図り、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買物の移動手段を確保することができるとともに、中心市街地の賑わいを創出し、外出する機会の増加に伴う健康増進に寄与する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(1) 事業 利用パンフレットを作成・配布するとともに市広報誌に定期的に関連記事を掲載する等、利用促進策を展開する。また、地域に出向いて説明会等を実施し、市民乗り合いタクシーの周知に努める。さらに、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施する。 （たつの市地域公共交通計画 P 74、83、87、88、89 参照） (2) 実施主体 たつの市地域公共交通会議（活性化再生法法定協議会）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり

（１）運行区域

①新宮区域、②龍野東区域、③龍野西区域、④揖保川区域、⑤御津区域

①のうち、越部地区は②の指定された目的地に行くことができる。

②～④は指定された目的地に相互に行き来することができる。

※⑤は幹線系統に接続していないため、補助対象外

（２）運行形態

登録制、予約制、乗合で区域内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型市民乗り合いタクシーとする。

（３）目的地

①交通結節点（駅・バス停留所）

②医療・福祉施設（病院、歯科医院、接骨院、鍼灸治療院、介護施設等）

③金融機関（銀行、信用金庫、農協、郵便局等）

④商業施設（スーパーマーケット、大型小売店等）

⑤公共施設（市役所、公民館、学校園等）

（４）運行日、運行時間帯

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・12月29日～1月3日は運休）

①8:00～②9:00～③10:00～④11:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

（５）利用料金

○大人（中学生以上）1回乗車 400円、

保護者の引率の下にある小学校就学前の児童 無料

※以下の区分に該当する者は200円

①小学生

②満65歳以上の者

③小学校就学前の児童1人につき引率する保護者1人

④身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者

⑤兵庫県が定める療育手帳制度要綱の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者

⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑦介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定を受けた者

⑧介護保険法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた者

⑨第1種身体障害者、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者1人につき同乗する介助者1人

⑩母子保健法第16条の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中である者

（６）利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

（７）運行台数

10人乗りワゴン車：12台

（８）運行予定者

市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行

共同体に所属する事業者の共同運行とする。

① 新宮区域 ：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）

② 龍野東区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）、龍野タクシー（株）、

③ 赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー
④ 龍野西区域：龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー
⑤ 揖保川区域：龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー
⑥ 御津区域：（株）ウイング神姫
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
たつの市からの負担金を受けたたつの市地域公共交通会議が事業実施主体となり、運行経費（総額約9,500万円）から運行収入を差し引いた費用から運行に係る契約書に基づき、運行事業者へ支出
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 令和6年10月～令和7年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・ 令和7年10月～令和8年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・ 令和8年10月～令和9年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・平成２７年１０月２８日 地域公共交通会議を法定協議会に移行 地域公共交通網形成計画の策定について協議 地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明 ・平成２８年 ２月２６日 地域公共交通網形成計画素案について協議 ・平成２８年 ６月２７日 地域公共交通網形成計画素案について協議 地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認 ・平成２８年１１月 ８日 デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議 ・平成２９年 ２月２０日 デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議 たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議 ・平成２９年 ６月３０日 市民乗り合いタクシーの利用状況、目的地の追加、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 ・平成２９年１２月１９日 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、運行事業者の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認 ・平成３０年 ２月２８日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告 市民乗り合いタクシーの評価・検証について協議

- ・平成30年 6月25日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告
市民乗り合いタクシーの予約期限の変更、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成30年12月10日 市民乗り合い タクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
- ・令和 元年 6月24日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、運行事業者の変更及び令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認、令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 2年 2月17日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
- ・令和 2年 6月 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
(書面協議)
- ・令和 3年 2月 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、モビリティ・マネジメントの実施結果について報告
(書面協議)
- ・令和 3年 6月25日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、地域公共交通計画の策定について協議、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 3年11月19日 市民アンケート調査、市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査結果についての報告、第2次地域公共交通計画についての協議
- ・令和 4年 1月 第2次地域公共交通計画についての協議
(書面協議)
- ・令和 4年 6月28日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 5年 6月30日 市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、モビリティ・マネジメント実施内容について協議、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・令和 6年 2月20日 たつの市地域公共交通会議規約の改正（運賃部会の設置について）、路線バス「大浦～山電網干線」の運行について協議
路線バス「山崎～ダイセル線（ツカザキ病院経由）」のダイヤ改正について報告

19. 利用者等の意見の反映状況

【主な変更内容】

- ・平成29年4月3日 医療施設からの帰りの便に限り、診察終了時間に合わせて、次に出発する便に乗車できるよう予約時間の変更を可能とした。新宮区域において、地区公民館（集会所）を目的地として追加
- ・平成29年9月1日 接骨院及び鍼灸治療院を目的地として追加
- ・平成30年8月1日 予約期限を運行時間の2時間前から1時間30分前に短縮
- ・令和元年9月1日 介護施設を目的地として追加

また、令和3年7月に、市民（約4,500世帯）に対し、交通手段に関するアンケート調査を行い、10月には、市民乗り合いタクシー利用者等に対するアンケート調査を実施した。その分析結果を踏まえ、令和4年3月に第2次たつの市地域公共交通計画を策定した。

利用者代表として、連合自治会・老人クラブ連合会・公募委員などが法定協議会の構成員として参画しており、意思決定に携わっている。

【令和3年度】

○市民アンケート調査

- ・調査対象：市内在住の16歳以上の方を含む世帯 4,500世帯×3枚
- ・調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
- ・調査期間：令和3年7月16日～8月20日
- ・回収数：3,854人（回収率44.5%）

○市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者 302人
- ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
- ・調査期間：令和3年10月2日・5日（2日間）
- ・回答数：302人（回答率100%）

→全体的な満足度は高くなっているが、他の項目と比べ、「予約期限」や「予約の変更」の項目で満足度が低くなっているため、継続的に改善に向けた検討が必要であることを計画に記載した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）たつの市ふるさと創造課交通政策係

（所 属）たつの市龍野町富永 1005-1

（氏 名）井上 寛斗

（電 話）0791-64-3121

（e-mail）furusatosozo@city.tatsuno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

自治体名：兵庫県たつの市

計画名称：第2次たつの市地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 P66 交通機関の役割・・「市民乗り合いタクシー『あかねちゃん』」幹線である鉄道やバスまでの移動を確保する支線としての役割 P73 目指す姿・・フィーダー（支線）交通と幹線交通が連携し、交流が促進されるまちを目指します。 P74 事業の方向性・・ラストワンマイルを補完し、ドア・ツー・ドアで移動を支えるフィーダー（支線）交通 事業の内容・・市民の通院や買い物などの日常的な移動手段となっている市民乗り合いタクシー
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 P74 事業の方向性・・ラストワンマイルを補完し、ドア・ツー・ドアで移動を支えるフィーダー（支線）交通の維持・改善を図ります。 事業内容・・ 市民の通院や買い物などの日常的な移動手段となっている市民乗り合いタクシー 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用し、地域の生活交通の維持を図る
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 P20 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の概要 P22 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行区域 P74 運営主体：たつの市地域公共交通会議
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 P63 （3）計画の数値目標 P68 評価指標 路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの合計乗車人数 路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの合計行政支援額 路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バス全体の収支率 P73 評価指標 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者数 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」行政支援額 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」収支率 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用者満足度 P98～P100 公共性評価・経済性評価を踏まえた運営方針

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

令和8年度～計画期間最終年度については、令和7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域		新宮 地区		往 km 復 km	293日	12892回			区域運行	①	播磨新宮駅で補助 対象地域間幹線系 統であるウイング神 姫の山崎－ダイセ ル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域		龍野 東地 区		往 km 復 km	293日	8204回			区域運行	①	龍野橋東詰バス停 で補助対象地域間 幹線系統である神 姫バスの姫路駅前 －龍野線に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域		龍野 西地 区		往 km 復 km	293日	8204回			区域運行	①	龍野橋東詰バス停 で補助対象地域間 幹線系統である神 姫バスの姫路駅前 －龍野線に接続	③
	龍野タクシー株式会社 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域		揖保 川地 区		往 km 復 km	293日	6446回			区域運行	①	龍野橋東詰バス停 で補助対象地域間 幹線系統である神 姫バスの姫路駅前 －龍野線に接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	兵庫県たつの市
-------	---------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	60,607
交通不便地域等	13,554

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
13,554人	新宮地区	令和3年法律第19号

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
第2次たつの市地域公共交通計画	令和4年3月25日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

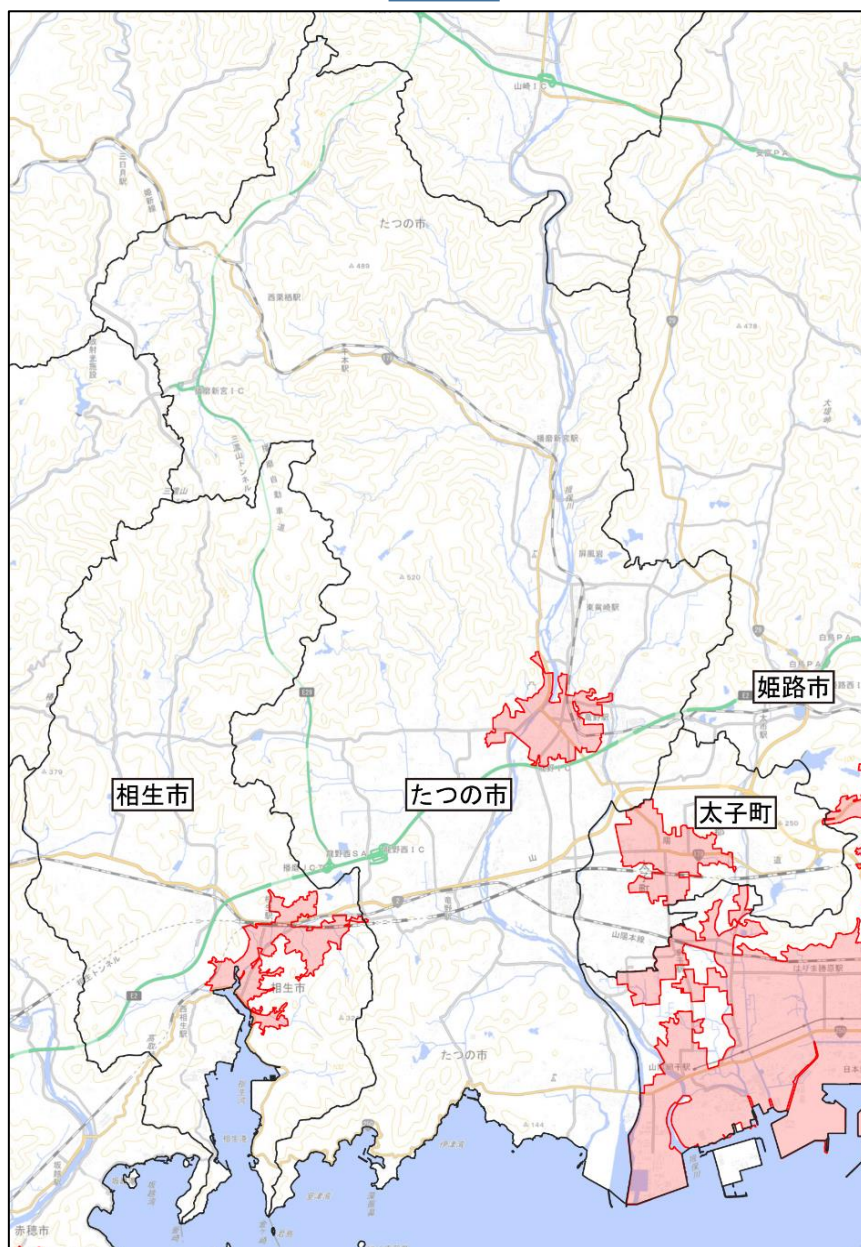
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

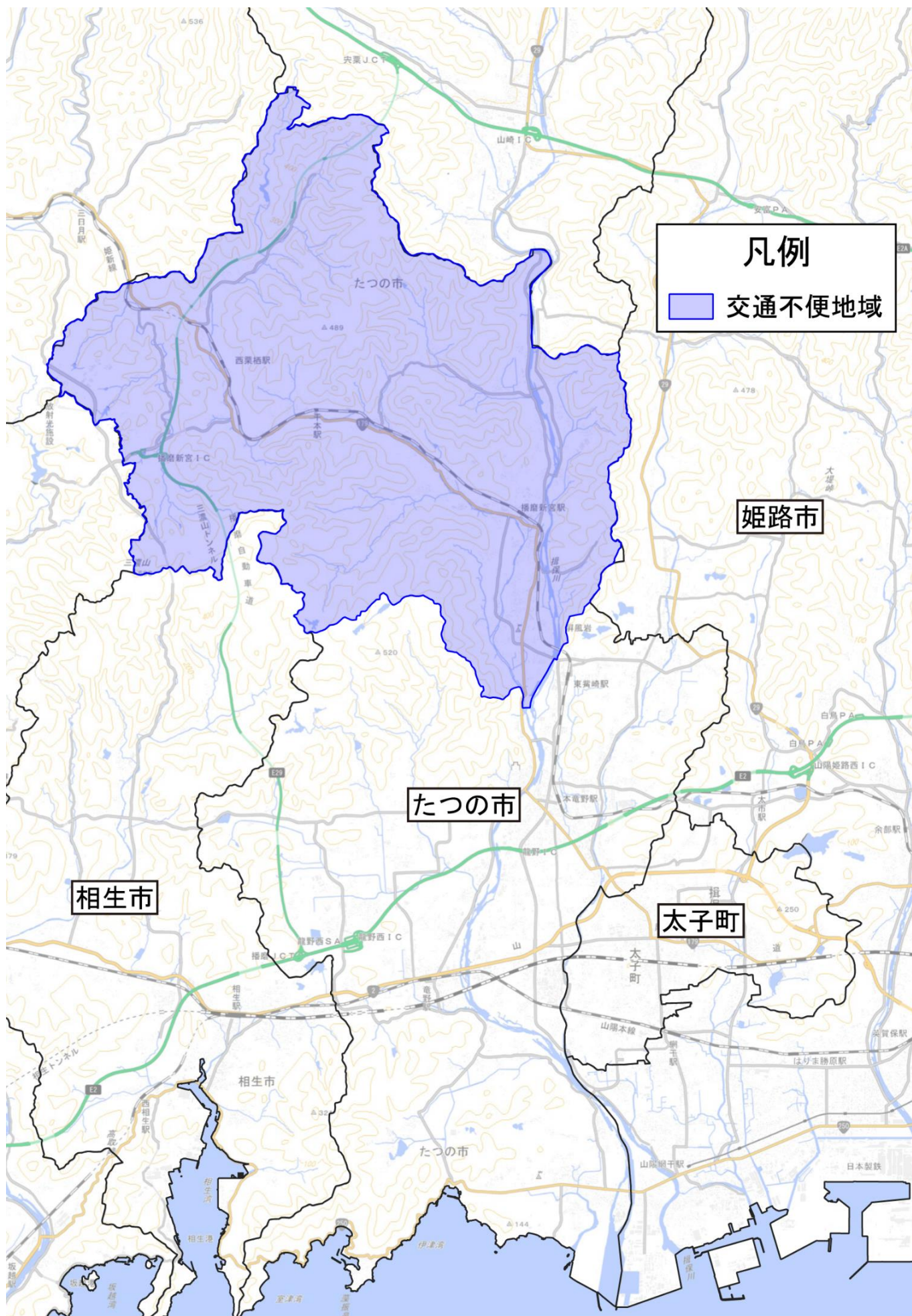
デマンド交通区域及び地域間幹線系統



令和2年 国勢調査 人口集中地区（たつの市）



交通不便地域(たつの市)



コミュニティバス「大浦線」の再編について

前回のたつの市地域公共交通会議で協議を行った路線バス「大浦～山電網干線」の運行終了に伴い、利用者アンケート調査結果や地元説明会でヒアリングした住民ニーズを踏まえ、下記の内容でコミュニティバスの再編を行います。

1 協議を要する変更内容

(1) 運行経路について

下図の通り、現行の路線バス「大浦～山電網干線」を廃止し、コミュニティバス大浦線（仮称）を運行するものとします。

< コミュニティバス大浦線（仮称）運行経路図 >

[再編前]



[再編後]



(2) 便数について

竜野～大浦間で、1日7便を新設することを想定しています。

(3) 運賃について

現行のコミュニティバスと同額（一律運賃100円）

(4) 改正日時

令和6年10月1日（火）

2 再編の経緯

(1) 地域の移動ニーズについて

地域の意見として、「姫路駅周辺の移動ニーズに対応するために、鉄道駅へのアクセス手段を確保してほしい」「JR 竜野駅へのアクセスを図ってはどうか」といった意見があり、実現可能性を総合的に考慮して検討しました。

(2) 利用者アンケート調査結果について

路線バス「大浦～山電網干線」の利用者に対し、移動ニーズの把握や代替交通の必要性について検討するための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

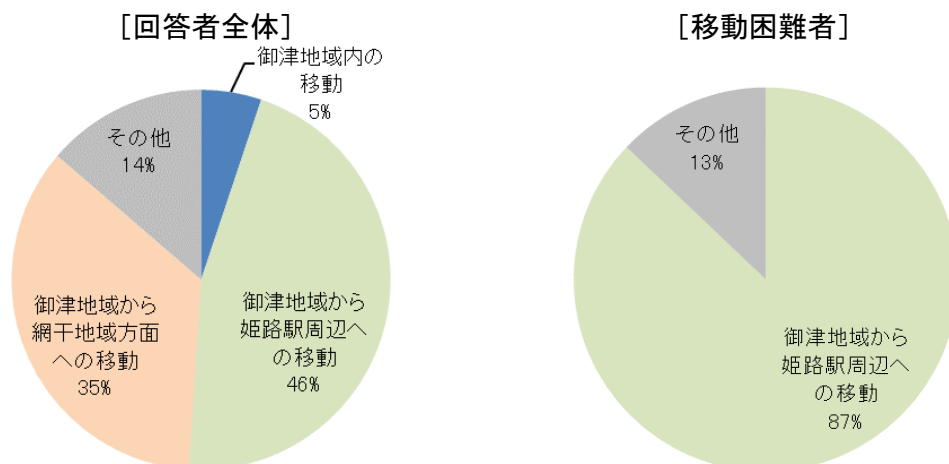
< 大浦線利用者アンケート調査の概要 >

調査目的	路線バス「大浦～山電網干線」の利用状況の把握及び利用者の利用意向を把握するために実施
調査日	・ 調査実施期間 令和 6 年 5 月 13 日（月） から令和 6 年 5 月 17 日（金）までの 5 日間 ・ 調査票回収期間 令和 6 年 5 月 13 日（月） から令和 6 年 5 月 24 日（金）までの 10 日間
調査対象者	大浦線利用者
調査方法	交通事業者の協力の下、調査票を乗車時に設置し、車内設置の回収箱に投函してもらう
回収数（枚）	91 枚

路線バス「大浦～山電網干線」の利用者（御津地域）は、「御津地域への移動」「姫路駅周辺への移動」「網干地域方面への移動」の 3 つに大別することができます。

このうち、路線バス「大浦～山電網干線」の休止によって移動が困難となる御津地域の「移動困難者」は、主に「姫路駅周辺への移動」に見られます。

< 主要な出発地・目的地とその利用状況（月換算） >



※目的地が「姫路市」のみの回答は、「網干地域方面」「姫路駅周辺」を目的地とする回答者の利用状況から按分処理を行った。

※御津地域外からの利用者は除外して集計している。

姫路駅周辺方面への移動は、たつの市コミュニティバス路線からの移動となっていることから、既存のコミュニティバス路線の活用により、ＪＲ竜野駅へのアクセスが可能となり、ＪＲ竜野駅からＪＲを利用することで姫路駅周辺地域への移動が可能になると考えられます。

3 再編後の利用需要

コミュニティバス大浦線（仮称）の再編により、利用が見込まれる移動ニーズを整理しました。

（１）路線バス「大浦～山電網干線」の「御津地域内」「姫路駅周辺」方面の移動ニーズ

現行の路線バス「大浦～山電網干線」と同様のルートを運行する「御津地域内」方面の移動ニーズについては、再編後のコミュニティバス大浦線（仮称）でも同程度のサービスレベルでの移動が可能となるため、利用を継続する利用者が多いと考えられます。

また、「姫路駅周辺」方面の移動ニーズについても、ＪＲ竜野駅を経由して姫路駅周辺に移動することができ、再編後のコミュニティバス大浦線（仮称）でも同程度のサービスレベルでの移動が可能となるため、利用を継続する利用者が多いと考えられます。

（２）市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」から転換する移動ニーズ

御津地域内を運行する市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の利用者のうち、コミュニティバス大浦線（仮称）沿線を目的地とする「料金・予約方法・予約時間」等に満足していない利用者について、コミュニティバス大浦線（仮称）の方が料金や便数、運行時間帯等のサービスレベルが高くなるため、利用を転換する方が見込まれます。

4 今後の展望

現行の路線バス「大浦～山電網干線」利用者について、「御津地域から網干地域方面への移動」「姫路市から御津地域への移動」のために利用されている方について、令和６年１０月の再編以降も姫路市や交通事業者との協議を実施し、一般タクシーの活用、連携コミュニティバスの運行、あかねちゃんの運行区域拡大など、より利便性・持続可能性のある交通体系の実現に向けて取り組んでまいります。

「大浦線（仮称）」の再編に伴う運賃協議会の委員の選任について

コミュニティバス大浦線（仮称）の再編に伴い、新設路線の協議運賃を定めるために、前回のたつの市地域公共交通会議で協議した規約改正に基づき、運賃協議部会の設置に向けた委員の選任を行います。

1 委員の選任

下記の「たつの市地域公共交通会議規約」に基づき、以下の委員を選任します。

＜ たつの市地域公共交通会議規約（一部抜粋） ＞

第14条 交通会議は、道路運送法第9条第4項及び第5項に基づく運賃等の協議を行う必要があると認めるときは、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者のうち、次の各号に定める者を運賃協議部会の委員としなければならない。

（1）たつの市の関係機関の職員

（2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3）国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者

（4）たつの市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

3 運賃協議部会は、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

構成員	委員（案）
たつの市の関係機関の職員	山 根 洋 二
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	日下部 達 也
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者	木 原 健 太
たつの市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	真 田 忠 敏 井 上 末 廣

2 今後のスケジュール

運賃協議会にかかるスケジュールは以下の通りです。

日程	実施内容
6月27日（木）	第1回たつの市地域公共交通会議
7月上旬～ 7月中旬	たつの市ホームページ上での協議運賃にかかる意見募集
7月下旬	第1回たつの市運賃協議会
8月上旬	第2回たつの市地域公共交通会議（書面協議）